

【中小企業経営強化税制について】

いつもニュースレターをご覧いただき、ありがとうございます。
経営企画室の笠原恵です。

今回は平成29年4月1日からスタートする「中小企業経営強化税制」についてお伝えします。



中小事業者の「攻めの投資」を後押しするとともに、サービス産業も含めた中小企業の設備投資を支援するため、「中小企業経営強化税制」が創設されることになりました。

今まであった中小企業投資促進税制のうち、生産性の高い先進的な設備や生産ライン等の改善のための設備投資を対象に、**即時償却又は税額控除ができる**上乗せ措置について、中小企業等経営強化法の認定計画に基づく制度に改組した上で、対象となる器具備品及び建物附属設備が拡充されます。

適用対象法人	青色申告書を提出する中小企業者等で、経営力向上計画（人材育成、コスト管理、設備投資など、事業者の経営力を向上させるための取り組みをまとめた計画）を各分野（業種）の主務大臣に提出し、認定を受けた法人	
対象期間	平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間	
適用対象設備 (中古はダメ)	生産性向上設備 (右記①②を満たす設備)	① 生産性向上設備 発売開始から一定期間以内の設備（機械装置：10年、工具：5年、器具備品：6年、建物附属設備：14年、ソフトウェア：5年） ② 生産性が旧モデル比年平均1%改善する設備（ソフトウェア及び旧モデルが存在しない資産については、①の要件のみ）
	収益力強化設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"> ・機械装置 1台又は1基の取得価額が160万円以上 ・工具及び器具備品 それぞれ1台又は1基の取得価額が30万円以上 ・建物附属設備 一の取得価額が60万円以上 ・ソフトウェア 一の取得価額が70万円以上 	

◎特別償却・税額控除の金額

	特別償却	税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、控除しきれない場合には1年間繰越が可能。）
中小企業者等（※1）	取得価額×100%	取得価額×7%
特定中小企業者等（※2）		取得価額×10%

- （※1）資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人等で青色申告書を提出する下記法人以外の法人
- ① 発行済株式又は出資の総数又は総額の1/2以上が単一の大規模法人（資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人等をいい、中小企業投資育成株式会社を除く）の所有に属している法人
 - ② 発行済株式又は出資の総数又は総額の2/3以上が複数の大規模法人の所有に属している法人
- （※2）中小企業者等のうち資本金の額又は出資金の額が3,000万円以下の法人（個人事業主を含む）

「経営力向上計画」の認定方法等の詳しい情報については、中小企業庁のホームページをご覧ください。また、**弊社は経営革新等支援機関として計画のサポートを致します。**ご質問・ご依頼等は弊社担当者までご連絡くださいませ。

（経営企画室／笠原 恵）